

増改築等工事証明書発行依頼の手順

メールで依頼したい方へ

増改築等工事証明書を発行するために必要な書類を、PDFファイルでメールいただけるので、郵送いただくよりも納期が短縮できます。

料金 13,200円(税込)

この手順書でそろえた書類をPDFファイルでメールください。



郵送でのご依頼

必要書類のコピーを郵送して依頼される場合の料金は、

9,900円または10,450円です。

(財形貯蓄用は7,700円または8,250円)

この手順書を参考に、そろえた書類はすべてコピーをとったものを下記住所あてに郵送ください。

〒838-1521福岡県朝倉市杷木志波1712
株式会社テイキング・ワン
tel.0946-62-0459

手順① 必要書類をそろえてください

リフォーム工事会社様から必要書類を取り寄せる時、PDFファイルでメール取り寄せすれば、当社にメールするとき簡単です。

●省エネ減税、子育て対応工事、バリアフリー減税等は必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

増改築等工事証明書を発行するために必要な書類	※その他書類が必要な場合有
<p>「建物の登記事項証明書」の写し 3ページに見本</p>	<p>【よくある間違い】住宅取得時に入手した「謄本」ではありません。リフォーム工事完了後に法務局で取得したものがが必要です。改修工事を行った家屋（土地ではなく建物）のもので、所有者が証明書申請者であること。 ■登記事項証明書の「所有者」欄に記載の住所が、リフォーム工事を実施した住宅住所と異なる場合は、住宅所有者がリフォーム工事を実施した住宅に住んでいることが確認できる住民票または運転免許証のコピーもつけてください。</p>
<p>工事請負契約書の写し（※印紙の貼られたもの） 4ページに見本</p>	<p>当初契約と最終支払金額に変更がある場合は、変更契約書等も必要です。ない場合は領収書や振込明細書、通帳コピーなど工事代金の支払いが確認できるものをご提出ください。 ※契約書等が複数にわたる場合は、工事金額の一覧と総工事費用を記載した計算書を添付ください。（手書きでOKです） ■買取再販住宅の不動産取得税軽減の場合は、工事請負契約書または注文書&請け書が必須です。ない場合は証明書を発行できません。</p>
<p>工事費内訳書の写し 5ページに見本</p>	<p>どの部屋のどこをどのようにリフォームしたか確認できる明細付きの見積書で、最終的な支払い金額と同じ金額のもの</p>
<p>工事前後の間取り図 6ページに見本</p>	<p>間取りの変更がない場合は現在の間取り図のみで結構です。見積書では確認できない工事内容（例：床の張り替えをしたのはどの部屋か等）は、間取り図に書き込んでください。</p>
<p>工事写真（リフォーム前とリフォーム後） 7～11ページに見本</p>	<p>リフォームを行った部屋すべての、工事前と工事後の写真。廊下やWIC、ホール等も、リフォームをした場合は写真が必要です。（外壁張替えや屋根葺替えの場合は工事中の写真も必要） ↓12ページに見本</p>
<p>補助金等の給付証明書等</p>	<p>補助金や住宅改修費の給付を受けている場合は、支給金額が確認できるもの</p>
<p>増改築等工事証明書発行依頼書</p>	<p>必要事項を記載ください 13～14ページに見本</p>



見本 建物の登記事項証明書

全ページ必要です。

福岡県●●市●●3丁目5番地16号		全部事項証明書		(建物)	
表題部 (主である建物の表示)		調整	平成5年9月7日	不動産番号	2900000000●●●●
所在図番号	[余白]				
所在	●●部●●町大字●●字●● 2129番地3		[余白]		
	●●市●●町●●字●● 2129番地3		平成17年2月26日行政区画変更 平成17年3月14日登記		
家屋番号	2129番3		[余白]		
1種類	2構造	3床面積 m ²		原因及びその日付[登記の日付]	
住宅	木造セメント瓦葺2階建	1階	115.87	昭和59年5月2日新築	
		2階	38.55		
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条 第2項の規定により移記 平成7年9月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和59年5月20日 第●●●●号	共有者 ●●市●●3丁目5番地16号 持分10分の6 減税太郎 ●●市●●3丁目5番地16号 持分10分の4 減税花子 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条 第2項の規定により移記 平成7年9月8日

所有者氏名の上に記載されている住所が
リフォーム工を実施した住宅住所と異なる場合は、
別途住民票もしくは運転免許証等が必要です。

建物が共有名義で、共有者おのおのが減税申告する場合は、
それぞれの氏名で増改築等工事証明書を作成します。
(連名で証明書を作成することはできません。
この例では、減税太郎で1通、減税花子で1通を作成します)
※2名の共有者の場合の割引料金
同一物件、同時発行割引で、2通目からは1通あたり5,500円(税込)

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和4年7月20日
福岡法務局●●支局

登記官

法務次郎



見本 間取り図

工事前と工事後で間取りの変更がない場合は、
工事後の間取り図だけでOKです。その際は、
「間取り変更なし」と書いてください。

間取り図例

工事前



工事後



見本 工事前・工事後写真①

住宅ローン減税(室内工事)

- 廊下や階段、書斎、WICなども、リフォーム工事をした場合は写真が必要です。
- 床工事をした部屋は、床が写っている写真をお願いします。

増改築等工事証明書用 リフォーム工事写真

No.1

床の張り替えをした場合は、床が写っている写真をお願いします。

室名	工事前	工事後
キッチン		
工事内容	キッチン取替、床の上貼り、壁、天井クロス張り替え	
室名	工事前	工事後
浴室		
工事内容	タイルの浴室をユニットバスに	
室名	工事前	工事後
トイレ		
工事内容	壁天井クロス、床をフローリング、便器取替	

見本 工事前・工事後写真②

住宅ローン減税(屋根、外装工事)

屋根のカバー工法や外装材のカバー工法は住宅ローン減税の対象になりませんので、カバー工法ではないことがわかる工事中の写真が必要です。

カバー工法ではなく、外壁材や屋根材のすべてを解体したことがわかる写真例











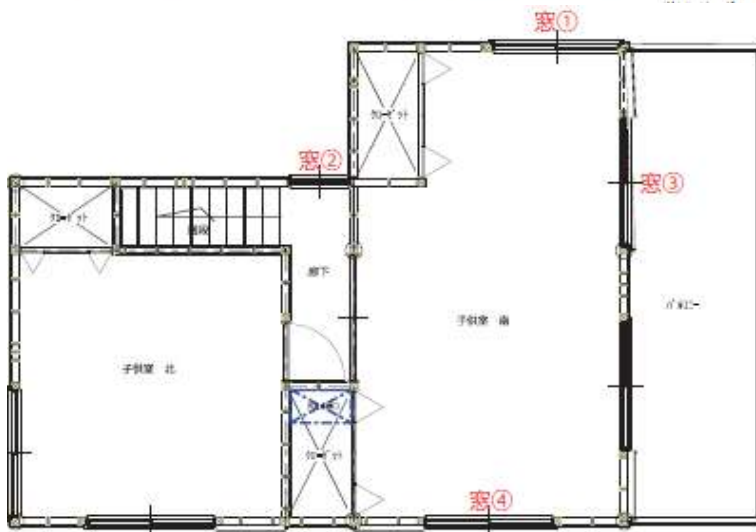
外壁、屋根の改修でカバー工法ではないことが確認できる写真例



見本 工事前・工事後写真③

省エネリフォーム(窓)

窓①		
工事内容		
内窓設置		
室名	工事前	工事後
窓②		
工事内容		
内窓設置		
室名	工事前	工事後
窓③		
工事内容		
内窓設置		
室名	工事前	工事後
窓④		
工事内容		
内窓設置		



写真の窓が、図面上のどの窓にあたるか、間取り図上にナンバリングしてください。

見本 工事前・工事後写真④

省エネリフォーム(断熱材)

室名	工事前	工事後
天井		
工事内容		
吹付断熱 厚さ150 mm		
室名	工事前	工事後
2階寝室		
工事内容		
壁の断熱 材工事		



壁の断熱材
フェノバボード50mm
施工面積20㎡

断熱材を張った箇所、
断熱材の種類、施工面
積等を間取り図に記し
てください。

天井裏の断熱材(2階全面)
アクリアマット14K 厚さ155ミリ
施工面積45㎡

見本 工事前・工事後写真⑤

バリアフリーリフォーム

段差や高さ、幅などが改良される工事の場合は、工事前と工事後とも、メジャーなどで計測している写真が必要です。

段差や高さ、幅が変わる工事は、以下のようにメジャー等で測定した写真がない時は、増改築等工事証明書が発行できない場合があります。

バリアフリーリフォーム減税 工事写真 撮影例

室名	工事前	工事後
工事内容 浴槽の またぎ 高さが 低くなっ った 場合		
工事内容 浴室の 段差解 消		<p>段差がなくなった場合は真上からではなく、写真のように浴室洗い場側から斜めに撮影して、段差がなくなったことがわかるようにしてください。段差が残った場合は、工事後の段差が20mm以下であることがわかるようにメジャーをあてて撮影ください。</p>
工事内容 廊下等 の段差 解消		
工事内容 便座の 高さが 高くなっ った 場合		

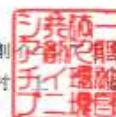
見本 補助金交付額が確認できる書類

日付、氏名、補助事業名、金額が確認できるもの

2023年6月1日

■■■■ 様

一般社団法人 環境共創
代表理事 村



令和5年度
住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費
(次世代省エネ建材の実証支援事業)
交付決定通知書

2023年5月8日をもって申請のあった経済産業省からの住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費交付要綱第3条に基づく国庫補助金については、住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（次世代省エネ建材の実証支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助事業者名 ■■■■ 様
2. 交付決定番号 SII-BAA230-03-■■■■
3. 交付決定日 2023年6月1日
4. 補助金の額 ■■■■ 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費については、別に通知するところによるものとする。

5. 一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）は、交付規程第17条の規定に基づき、提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。
6. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
 - (1) 補助事業者は、法律、交付規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - (2) 補助事業者は、交付規程第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、SIIに報告すべきこと。
 - (3) 補助事業者は、交付規程第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめSIIの承認を受けるべきこと。
 - (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の逆行が困難となった場合においては、交付規程第13条の規定に基づき速やかにSIIに報告し、その指示を受けるべきこと。

見本 増改築等工事証明書発行依頼書(メール依頼用)

必要箇所にチェック、必要事項に記載ください

増改築等工事証明書発行依頼書		申込日	年	月	日	
株式会社テイキング・ワン御中 ■リフォーム減税の申告をするために増改築等工事証明書の発行を依頼します。						
増改築等工事証明書を発行するために必要な書類をPDFファイルでメール▶ m-tagomori@taking-one.com						
証明書の送付方法 いずれかチェック下さい	<input type="checkbox"/> 電子印鑑を押印した証明書をPDFでメール送付		料金 13,200円/1通			
	<input type="checkbox"/> 印刷した証明書を普通郵便で送付					
郵送の際のオプション	<input type="checkbox"/> 【速達郵便】プラス550円		<input type="checkbox"/> 【速達+特定記録郵便】プラス1100円			
建物の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> テイキング・ワンに取得を依頼▼下欄に所在地、宗屋番号		料金: 1,100円/1通			
対象の住宅	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> マンション		所在地 宗屋番号			
減税の種類 希望の種類に チェックしてください	所得税の控除		<input type="checkbox"/> 住宅ローン減税(10年以上のローン利用)			
	※証明書種類を右欄で選択		<input type="checkbox"/> (買取再販住宅用)住宅ローン減税			
			<input type="checkbox"/> ①バリアフリーリフォーム	<input type="checkbox"/> ④耐震リフォーム		
			<input type="checkbox"/> ②省エネリフォーム	<input type="checkbox"/> ⑤長期優良住宅化リフォーム		
			<input type="checkbox"/> ③同居対応リフォーム	<input type="checkbox"/> ⑥子育て対応工事		
<input type="checkbox"/> 固定資産税減税(省エネリフォーム用) ※固定資産税の証明書作成は省エネリフォームのみ						
<input type="checkbox"/> 財形住宅貯蓄の適格払出 ※1) 対象工事について確認ください						
<input type="checkbox"/> 登録免許税の特例措置		<input type="checkbox"/> 贈与税の非課税(相続時精算課税)				
<input type="checkbox"/> 不動産取得税の特例措置		<input type="checkbox"/> 贈与税の非課税(暦年課税)				
◆住宅ローン減税の方は ご記入ください	借入金融機関名					
	借入額・返済期間	() 万円	()	年		
◆財形貯蓄の方	金融機関名 ()	利用予定額 ()	万円			
リフォーム工事の内容						
補助金利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合は、補助金額等が確認できる通知書等が必要です					
◆お申込者・申請対象住宅情報 ※「申込者に同じ」にチェックした欄は記載不要です						
フリガナ お申込代表者氏名①			フリガナ お申込者氏名②			
▲共有名義等で複数の証明書を依頼される場合は、それぞれの申込者氏名を上欄に記載ください。						
申込代表者①住所	〒		マンション名・部屋番号			
申込代表者①連絡先	携帯電話番号					
	連絡先メールアドレス					
お支払い予定者 (証明書郵送先)	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ <input type="checkbox"/> 下記の通り		証明書は、お支払い者様宛に発送します			
	〒		住所			
	氏名		会社の場合、会社名			
	携帯電話番号					
連絡先メールアドレス		▼忘れず記入下さい				
▲お支払い予定者のメールアドレスに請求書をメールします。						
対象住宅所有者	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ <input type="checkbox"/> 下記の通り		バリアフリー減税の場合、年齢必須▼			
	〒		住所			
	氏名		TEL			
対象住宅所在地	<input type="checkbox"/> 申込者住所に同じ <input type="checkbox"/> 下記の通り					
	住所 〒		マンション名・部屋番号			
工事完了年月日	令和	年	月	日	▼忘れずご記入ください	
◆ 必要書類は別紙「料金表と必要書類」参照ください (必要書類はこの申込書と一緒にメールください)						
※減税種類によって追加書類の提出をお願いすることがあります 株式会社テイキング・ワン vol.20240901						
※1) 財形貯蓄の適格払出しの場合は、実施したリフォーム工事の工事内容が払出しの対象工事となるかどうか、あらかじめの取り扱い金融機関等にご確認の上、当社に増改築等工事証明書の発行をご依頼ください。						

見本 増改築等工事証明書発行依頼書(郵送依頼用)

必要箇所にチェック、必要事項に記載ください

増改築等工事証明書発行依頼書		申込日	年	月	日
株式会社テイキング・ワン御中 ■リフォーム減税の申告をするために増改築等工事証明書の発行を依頼します。					
証明書の送付方法 いずれかチェック下さい	<input type="checkbox"/> 電子印鑑を押印した証明書をPDFでメール送付	料金	9,900円	/1通	
	<input type="checkbox"/> 印刷した証明書を普通郵便で送付	料金	10,450円	/1通	
	<input type="checkbox"/> 財形貯蓄の適格払出用証明書をメール送付	料金	7,700円	/1通	
	<input type="checkbox"/> 財形貯蓄の適格払出用証明書を普通郵便で送付	料金	8,250円	/1通	
送達等の加算料金	【速達】普通郵便料金プラス550円	【速達+特定記録郵便】普通郵便料金プラス1100円			
建物の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> テイキング・ワンに取得を依頼▼下欄に所在地、部屋番号	料金	1,100円	/1通	
対象の住宅	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅 <input type="checkbox"/> マンション	所在地	〒 _____ 番 _____ 号 _____		
減税の種類 希望の種類に チェックしてください	所得税の控除		<input type="checkbox"/> 住宅ローン減税(10年以上のローン利用)		
	※証明書種類を右欄で選択		<input type="checkbox"/> (買取再販住宅用)住宅ローン減税		
			<input type="checkbox"/> ①バリアフリーリフォーム	<input type="checkbox"/> ④耐震リフォーム	
			<input type="checkbox"/> ②省エネリフォーム	<input type="checkbox"/> ⑤長期優良住宅化リフォーム	
			<input type="checkbox"/> ③高齢対応リフォーム	<input type="checkbox"/> ⑥子育て対応工事	
<input type="checkbox"/> 固定資産税減税(省エネリフォーム用) ※固定資産税の証明書作成は省エネリフォームのみ					
<input type="checkbox"/> 財形住宅貯蓄の適格払出 ※1) 対象工事について確認ください					
<input type="checkbox"/> 登録免許税の特例措置		<input type="checkbox"/> 贈与税の非課税(相続時精算課税)			
<input type="checkbox"/> 不動産取得税の特例措置		<input type="checkbox"/> 贈与税の非課税(暦年課税)			
◆住宅ローン減税の方は ご記入ください	借入金金融機関名	借入額・返済期間	(_____) 万円	(_____) 年	
◆財形貯蓄の方	金融機関名 (_____)	利用予定額 (_____)	万円		
リフォーム工事の内容					
補助金利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	有の場合は、補助金額等が確認できる通知書等が必要です			
◆お申込者・申請対象住宅情報 ※「申込者に同じ」にチェックした欄は記載不要です					
フリガナ お申込代表者氏名①	フリガナ お申込者氏名②				
▲共有名義等で複数の証明書を依頼される場合は、それぞれの申込者氏名を上欄に記載ください。					
申込代表者①住所	〒 _____	マンション名・部屋番号 _____			
申込代表者①連絡先	携帯電話番号 _____	連絡先メールアドレス _____			
お支払い予定者 (証明書郵送先)	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ <input type="checkbox"/> 下記の通り		証明書は、お支払い者様宛に発送します		
	氏名	〒 _____	住所		
	携帯電話番号 _____	会社の場合、会社名 _____			
	連絡先メールアドレス _____	◀忘れず記入下さい			
▲お支払い予定者のメールアドレスに請求書をメールします。バリアフリー減税の場合、年齢必須▼					
対象住宅所有者	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ <input type="checkbox"/> 下記の通り	〒 _____	住所	年齢	歳
対象住宅所在地	<input type="checkbox"/> 申込者住所に同じ <input type="checkbox"/> 下記の通り	住所	〒 _____	TEL _____	
工事完了年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	◀忘れずご記入ください			
◆ 必要書類は別紙「料金表」参照ください(必要書類はこの申込書と一緒に郵送ください)					
※減税種類によって追加書類の提出をお願いすることがあります 株式会社テイキング・ワン vol.20240901					
※1) 財形貯蓄の適格払出しの場合は、実施したリフォーム工事の工事内容が払出しの対象工事となるかどうか、あらかじめの取り扱い金融機関等にご確認の上、当社に増改築等工事証明書の発行をご依頼ください。					

メールで書類を送る場合

手順② 必要書類に番号と書類名をつけてメールください

- ①登記事項証明書
- ②工事請負契約書
- ③見積内訳書
- ④間取り図(工事前)
- ⑤間取り図(工事後)
- ⑥工事前後の写真
- ⑦補助金資料
- ⑧増改築等工事証明書発行依頼書



メール

メールアドレス m-tagomori@taking-one.com

手順③-1 合計容量が5MBを超える時は、複数回に分けてメールください。

数回に分けてメールいただくときは、最後のメールに何回メールしたか、記載ください。

手順③-2 無料のデータ転送サービスで一括送信していただくこともできます。転送サービスでデータを送ったことを別途メールでお知らせください。

当社で受け取り可能なサービス

- ・ギガファイル便 <https://gigafile.nu/>
- ・firestorage <https://firestorage.jp/doc/>

書類を郵送する場合

お送りいただいた書類は5年間の保管義務がありますので返却いたしません。書類はすべてコピーをとったものを郵送ください。(送り先は表紙に記載)

ご留意事項

まれにメールが届かないことがあります。
メールを送信して2営業日が過ぎても当社からの連絡
メールが届かない場合は、お電話または別のメールアドレス
でご連絡ください。



必要書類を送付いただいたとしても、減税要件を満たしていなかった場合は当社で増改築等工事証明書を発行できないこともあります。
あらかじめご了承の上、ご依頼ください。
(証明書を発行できなかった場合は料金はかかりません)



お読みいただき、
ありがとうございます。

株式会社テイキング・ワン
田籠 道子

2026/3/25